

## 伊勢原市印刷物広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が作成する印刷物、刊行物又は物品等(以下「印刷物」と総称する。)への広告掲載について、伊勢原市広告事業実施要綱(平成21年伊勢原市告示第134号。以下「要綱」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載を行う印刷物等)

第2条 広告掲載を行う印刷物及び広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間等は、当該印刷物の目的を妨げない限度において、印刷物ごとに募集要項等で定めるものとする。

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載の方法は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 市長が広告主又は広告代理店(以下「広告主等」という。)から広告掲載料を得て、広告主等が作成した版下原稿をもとに印刷物に印刷する方法
- (2) 広告主等が広告を掲載した印刷物を、無償で市長に納入する方法
- (3) その他市長が必要と認める方法

(広告掲載料の予定価格)

第4条 広告掲載料の予定価格(以下「予定価格」という。)は、印刷物ごとに作成数、配布先、配布形態、広告の規格、掲載期間及び類似広告の市場価格等を総合的に勘案して、事前に最低価格又は定額を定めるものとする。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告掲載を行うときは、広告主等を公募するものとする。

2 前項の公募は、広報いせはら又は市ホームページに募集要項等を掲載すること等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告主等の決定方法)

第7条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、速やかに広告掲載申込書の内容が要綱及び伊勢原市広告掲載基準(平成21年伊勢原市告示第169号。以下「基準」という。)の規定に抵触していないか確認し、問題がない場合は、次のいずれかの方法で広告主等を決定する。

- (1) 予定価格が定額の場合にあっては、申込者の数が募集した枠数を超えるとき又は同一の枠に複数の申込みがあったときは、抽選により広告主等を決定するものとする。
- (2) 予定価格が最低価格の場合にあっては、予定価格以上で最高の金額を提示した申込者を広告主等に決定するものとする。なお、最高の金額を提示した申込者が複数あるときは、抽選により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、別に広告主等の決定方法を定めることができる。

(非公募による広告主等の決定)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による公募によらずに広告主等を決定することができる。

- (1) 公募を行ったにもかかわらず、広告主等が決定しないとき。
- (2) 急施を要し公募することが困難なとき。
- (3) 第3条第1項第2号に規定する方法による広告掲載について、広告主等から企画の提案があったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により決定された広告主等の広告掲載の申込みについては、第6条の規定を準用する。

3 第1項の規定により広告主等を決定しようとするときは、広告掲載申込書の内容が要綱及び基準の規定に抵触せず、かつ、広告掲載の実現性があることを確認しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、第1項第1号及び第2号の規定により決定する広告主等は、予定価格以上の広告掲載料を納入できる者でなければならない。

( 広告主等への通知 )

第9条 市長は、第7条又は前条の規定により広告主等を決定したときは、その結果を広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

( 確約書の提出 )

第10条 広告主等は、確約書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、契約を締結する場合はこの限りでない。

( 広告掲載料の納入 )

第11条 広告主等は、広告掲載料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。

( 広告原稿等の作成及び提出 )

第12条 広告の版下原稿又は広告を掲載した印刷物(以下「広告原稿等」という。)は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主等は、広告原稿等を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

3 広告原稿等には広告である旨を明記するものとする。

( 広告原稿等の確認 )

第13条 市長は、前条の規定により広告原稿等の提出があったときは、その内容、デザイン等が各種法令、要綱及び基準の規定に抵触していないことを確認するものとする。

2 市長は、前項の場合において、広告原稿等の内容、デザイン等が各種法令、要綱及び基準の規定に抵触し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主等に対して内容等の変更を求めなければならない。

( 広告掲載決定の取消し )

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿等の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告原稿等の内容等の修正を広告主等が行わないとき。
- (4) その他市長が広告掲載することを適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、広告主等に対し、その

賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は返還しない。

( 広告掲載の取下げ )

第 15 条 広告主等は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主等は書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定より広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しない。

( 広告掲載料の返還 )

第 16 条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主等の責めに帰すことができない理由により広告を掲載することができなくなったときは、既納の広告掲載料の全額を返還する。

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主等の責めに帰すことができない理由により広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ広告掲載料を返還する。なお、月の途中で掲載することができなくなった場合は、当該月の日数による日割りとし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

( 権利義務の譲渡等の制限 )

第 17 条 広告主等は、広告掲載により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

( その他 )

第 18 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、公表の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の際、現に広告が掲載されている印刷物については、この告示の定めるところによるものとみなす。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市長 殿

広告掲載申込書

伊勢原市印刷物広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

掲載希望媒体の名称			
掲載希望箇所・枠数等			
広告掲載期間			
広告主 <small>(申込者と異なる場合のみ記入)</small>	名称		
	業種	会社・団体等の概要が分かる案内、パンフレット等を添付	
広告掲載料 <small>(最低価格が設定されている場合のみ記入)</small>		金 円(消費税及び地方消費税を含む。)	
申 込 者	所在地		
	ふりがな 名称		
	ふりがな 代表者職・氏名		
	担当者	部署	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	T E L	
		F A X	
Eメール			
業種		会社・団体等の概要が分かる案内、パンフレット等を添付	
遵守事項等	1 伊勢原市の定める広告掲載に関する各規定を遵守します。 2 伊勢原市税の滞納はありません。広告掲載に関して必要のあるときは、伊勢原市が市税納付状況を調査することに同意します。		
備考			

(注)この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

年 月 日

様

伊勢原市長

印

### 広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただいた広告掲載については、次のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載を決定しました。

年 月 日までに確約書を提出してください。

なお、期日までに確約書を提出いただけないときは、この決定を取り消します。

掲載媒体の名称	
掲載位置・枠数等	
広告掲載期間	
広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む。）

残念ながら今回は広告掲載を見送らせていただきます。

理由（ ）

確 約 書

掲載媒体の名称	
掲載位置・枠数等	
広告掲載期間	
広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
<p>上記広告掲載について伊勢原市広告事業実施要綱、伊勢原市広告掲載基準及び伊勢原市印刷物広告掲載取扱要領の規定を遵守することを確約いたします。</p> <p>伊勢原市長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>所在地 （広告主等）名 称 代表者職・氏名</p>	

(注)この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。